

## 北九州市立思永中学校温水プール管理要綱

北九州市立思永中学校温水プール使用料条例（平成20年北九州市条例第64号。以下「条例」という。）及び北九州市立思永中学校温水プール管理規則（平成21年北九州市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、北九州市立思永中学校の温水プール（以下「プール」という。）を市民の使用に供する際のプールの管理に関し必要な事項を次のとおり定める。

（供用日等）

第1条 プールの供用日及び供用時間は、別表第1のとおりとする。

（入場の制限）

第2条 教育長は、次の各号の一に該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

（1） めいていしている者

（2） 他人の迷惑となるおそれがある物品又は動物の類を携帯している者

（3） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

（4） 暴力的な不法行為等を行うおそれがある者

（5） その他管理上支障があると認められる者

（使用許可申請の受付）

第3条 使用の許可申請は、6ヵ月先までを限度として受け付ける。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、6ヵ月以上1年以内において受け付けることができる。

（使用の申請）

第4条 規則第3条の規定によりプールの使用の許可を受けようとする者で、次の各号の一に該当するものは、プール使用許可申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

（1） 専用又は団体で使用しようとする者

（2） 使用料の全部又は一部の免除を受けて使用しようとする者

2 プールの使用の許可を受けようとする者で、前項各号に掲げる者以外のもものは、使用料を納入し、使用券（第2号様式）の交付を受けるものとする。

（使用の許可）

第5条 前条第1項の規定により申請した者に使用を許可したときは、プール使用許可書（第3号様式）を交付する。

2 前条第2項の規定により使用券の交付を受けた者は、使用の許可を受けた

ものとする。

3 規則第4条の規定に基づく使用許可の取り消し等の条件について、使用許可を行ったのちに、その使用が暴力団を利するおそれがあることがわかった場合、北九州市暴力団排除条例（平成22年北九州市条例第19号）に基づき、使用団体が暴力団等に属していないか、福岡県警察に照会を行うものとする。

4 前条の照会については、教育長は市長を通じて、福岡県警察に照会を行うものとする。

5 照会により、暴力団であることが判明したときは、使用許可を取り消し、既納の使用料は返還しない。

（使用の条件）

第6条 教育長は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて使用を許可することができる。

（賠償責任）

第7条 規則第4条の規定に基づく使用許可の取消し等により使用者が受けた損害については、教育委員会は賠償の責めを負わない。

（使用料の不返還）

第8条 条例第4条の規定により使用料を返還することができる場合及び返還の率は別表第2のとおりとする。

2 使用料の返還を受けようとする者は、北九州市思永中学校温水プール使用料返還申請書（第4号様式）を教育長に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第9条 条例第3条の規定により、使用料の全部又は一部の免除を受けて使用しようとする者は、施設使用料減免申請書（第5号様式）に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、別表第3の（1）、（5）及び（6）の区分に該当する者はこの限りではない。

2 使用料を減免する場合及びその減免の率は、別表第3のとおりとする。

3 別表第3の（5）及び（6）の規定により、使用料の一部の免除を受けて使用しようとする場合、その者につき1日1回を限度として、使用料を免除する。

（使用者の守るべき事項）

第10条 使用者は次の事項を守らなければならない。

（1） 許可なくして物品の販売をしないこと。

（2） 定められた場所以外で火気を使用しないこと。

（3） 許可を受けたプール以外を使用しないこと。

（4） 許可なくして特別の設備をし、又は造作を加えないこと。

(5) 使用を終えたとき又は規則第4条の規定に基づく使用の許可の取消し若しくは使用の停止を受けたときは、直ちに原状に回復して職員  
の検査を受けた後に返還すること。

(6) 使用する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は許可目的以外の目的  
に使用しないこと。

(職員の立入り)

第11条 使用者は、職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(損害賠償)

第12条 使用者がプールの施設又は設備を滅失又はき損した場合において、  
原状回復ができないときは、教育委員会の認定に基づき、その損害を賠償し  
なければならない。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

別表第 1

| 供用日  | 供用時間  | 備考  |
|--|---|---|
| 月曜日（その日が休日の日に当たるときは、その翌日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日 | <p>1 7月及び8月<br/>午前10時から午後10時まで（休日及び日曜日は午後8時まで）</p> <p>2 1以外の月<br/>午前10時から午後8時まで</p> | <p>1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。</p> <p>2 思永中学校又は西小倉小学校が授業で使用する日は、供用時間の「午前10時」を「午後4時」とする。</p> <p>3 教育長が特に必要があると認めるときは、供用日及び供用時間を変更することができる。</p> |

別表第 2

| 返還する場合                                       | 返還する率    |
|--|----------|
| (1) 使用者の責任によらない理由により使用できないとき                 | 100分の100 |
| (2) 使用者が使用の目前10日までに使用の取り止めを申し出た場合で相当の理由があるとき | 100分の80  |
| (3) 使用者が使用の目前5日までに使用の取り止めを申し出た場合で相当の理由があるとき  | 100分の60  |
| (4) その他使用者が使用の中止を申し出た場合で相当の理由があるとき           | 100分の40  |

注) 回数券、定期券の購入者が払い戻しを申し出た際、相当の理由があると認めるときは、当該利用券の残存額に応じた額を返還する。

別表第 3

| 区 分   | 減免の割合   |
|---|---|
| (1) 市が主催して行う事業又は行事のために使用する時   | 10割   |
| (2) 国及び他の普通地方公共団体が主催して行う事業又は行事のために使用する時   | 10割   |
| (3) 市と共催により使用する時  | 10割   |
| (4) 市の後援により使用する時  | 5割  |
| (5) 市内に在住の者で、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳の交付を受けた者が使用する時。(当該手帳を提示して使用の承認を受けた場合に限る。)                                       | 共用使用料の10割   |
| (6) 市内に在住の者で、65歳以上のものが使用する時。(公的機関が発行した住所、氏名、及び生年月日が確認できる証明書(運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード、年長者施設利用証等)を提示して使用の承認を受けた場合に限る。) | 共用使用料の7割<br>ただし、減免後の使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数も免除する。 |
| (7) その他市長が特に必要があると認めるとき   | 市長が相当であると判断する割合                                     |

注) 療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は身体障害者手帳の交付を受けた者(障害の程度が1級から4級までの者に限る。)が使用する時の付き添い人の使用料は、当該手帳の交付を受けた者と同一に取扱うものとする。

北九州市立思永中学校温水プール使用許可申請書

年 月 日

北九州市教育委員会 様

(フリガナ)

住 所

(フリガナ)

団 体 名

申 請 者

(フリガナ)

代 表 者 名

連 絡 先 住 所

電 話

※生年月日 (M・T・S・H 年 月 日) ※性別 ( 男 ・ 女 )

※申請者が法人や団体の場合は、上記事項 (生年月日・性別) の記載された役員名簿を添付すること。

次のとおり施設を使用したいので申請します。

また、資格確認のため、必要な関係官庁へ照会を行うことを承諾します。

|                        |                   |
|------------------------|-------------------|
| 使 用 の 日 時              | 年 月 日 ( 曜日 ) 時～ 時 |
|                        | 年 月 日 ( 曜日 ) 時～ 時 |
| 使 用 目 的 及 び<br>参 加 人 員 | ( 人 )             |
| 入 場 料 等 徴 収<br>の 有 無   | 無 ・ 有 ( 円 )       |
| 使 用 料 金                | 専 用 ・ 共 用         |
|                        | 使 用 料 円           |
|                        | 減 免 /100 円        |
|                        | 合 計 円             |
| 備 考                    |                   |

第 2 号様式（第 4 条関係）

（表面）

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 使用券                     |         |
| 対象者                     | かえりのじかん |
| 思永中学校温水プール<br>北九州市教育委員会 | まで      |

（裏面）

|   |
|---|
| <p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. かえりの時間を必ず確認してください。</li><li>2. 使用時間の 2 時間とは、準備・片付け・着替え等を含む 2 時間です。</li><li>3. 使用時間を過ぎて退場されるときは超過使用料金をいただきます。</li><li>4. この券は退場の時に係員に必ず返却してください。</li></ol> |
|---|

第3号様式（第5条関係）

北九州市立思永中学校温水プール使用許可書

平成 年 月 日

(フリガナ)  
住 所  
(フリガナ)  
団 体 名  
申 請 者  
(フリガナ)  
代 表 者 名  
連 絡 先 住 所  
電 話

北九州市教育委員会

次のとおり施設の使用を承認します。

|               |                   |            |
|---------------|-------------------|------------|
| 使 用 の 日 時     | 年 月 日 ( 曜日) 時 ~ 時 |            |
|               | 年 月 日 ( 曜日) 時 ~ 時 |            |
| 使用目的及び<br>加 人 | 参 員               | ( 人)       |
| 入場料等徴収<br>有   | の 無               | 無 ・ 有 ( 円) |
| 使 用 料 金       | 専 用 ・ 共 用         |            |
|               | 使 用 料             | 円          |
|               | 減 免               | /100<br>円  |
|               | 合 計               | 円          |
| 備 考           |                   |            |



第3号様式（第5条関係）

許 可 条 件

- 1 北九州市教育委員会（以下「教育委員会」という。）において、公用、公共用に供するため当該財産を必要とするときは、使用許可を取り消すことがある。
- 2 使用許可条件を誠実に履行しなかったときは、許可を取り消し、既納の使用料は返還しない。
- 3 第三者に使用財産を転貸し、使用の権利を譲渡し、又は許可目的以外の目的に使用してはならない。
- 4 使用の許可後、申請者が虚偽の申請を行ったことが判明したとき、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであることが判明したときは、使用許可を取り消し、既納の使用料は返還しない。
- 5 使用財産について、模様替え等原形変更しようとするときは、その承認申請書を提出し、承認を得なければならない。
- 6 使用者は、その責に帰する理由で使用財産の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、損害賠償をしなければならない。
- 7 教育長は、使用許可財産について、随時立入調査ができるものとし、使用者は、それを受認しなければならない。
- 8 使用許可の終了したとき、使用者は、教育長の承認を得た場合を除き、模様替え等原形変更したものについて、原形に復さなければならない。
- 9 教育委員会において必要とするときは、使用面積、使用目的、使用料等を協議、変更するものとする。
- 10 使用許可の取り消し等により原形復旧、移設等が必要となったときは、使用者の負担により行うものとする。
- 11 当該施設は全面禁煙とする。
- 12 当該施設で物品の販売、火気の使用をしてはならない。

第4号様式(第8条関係)

北九州市立思永中学校温水プール使用料返還申請書

年 月 日

様

申請者 住所

団体名

代表者名

担当者名

連絡先 電話

北九州市立思永中学校温水プール使用料条例第4条及び北九州市立思永中学校温水プール管理要綱第8条の規定により、次のとおり使用料の返還を申請いたします。

|               |                     |
|---------------|---------------------|
| 許可の年月日及び番号    | 年 月 日 号             |
| 使用予定の日        | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで |
| 納入済使用料        | 円                   |
| 返還を受けようとする理由  |                     |
| 振込先(金融機関名)    | 銀行 支店               |
| 預金種目          | 普通・当座 口座番号          |
| ※ゆうちょ銀行の場合    | 記号 番号               |
| 受取人住所         |                     |
| フリガナ<br>口座名義人 |                     |
| 電話番号          |                     |

※振込口座の名義・口座番号等が確認できるもの(通帳の表紙と表紙裏面のコピー)を添付して下さい。

※口座名義人は通帳の名義と相違のない様、正しくご記入ください。(簡略不可)

第5号様式（第9条関係）

北九州市立思永中学校温水プール使用料減免申請書

平成 年 月 日

北九州市長 様

申請者 団体名  
代表者  
送付先 (住所) 〒  
連絡先 (氏名・電話)

次のとおり使用料を減免して下さるよう申請します。

|         |  |
|---------|--|
| 使用する日時  | 平成 年 月 日から [ 時から ]<br>日間 [ 時間 ]<br>平成 年 月 日まで [ 時まで ]                                    |
| 使用する目的  |  |
| 減免申請の理由 | 1 市共催 2 市後援 3 その他  |
| 証明      | 1 決定通知書(写)のとおりに<br>2   |
| 決定      | 1 北九州市立思永中学校温水プール使用料条例第3条及び北九州市立思永中学校温水プール管理要綱第9条第2項により使用料を <u>100</u> 減免する。<br>2 減免しない。 |